

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(20) 議案第52号 中央療育センターの指定管理者の指定について

資料1 議案第52号 中央療育センターの指定管理者の指定について

別紙 指定管理予定者の選定結果について

令和7年2月10日

健康福祉局

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	中央療育センター
(2) 所在地	川崎市中原区井田 3 丁目 1 6 番 1 号
(3) 設置条例	川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例
(4) 設置目的	【通所部門】 障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童に対して、それぞれの特性や状態に応じた相談支援、医療、療育（児童発達支援）の提供等を行い、児童の成長をサポートするとともに、保護者や地域の関係機関（保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等）に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 【入所部門】 家庭での養育が困難な 18 歳までの児童を受け入れ、入所支援を行うことで、生活に必要な訓練などを実施するとともに、入所児童が成人を迎えるにあたり、本人が望む地域や場において暮らし続けることができるよう、地域移行支援を行います。また、障害児等の在宅生活を支援するための短期入所事業（宿泊及び日中短期）を行います。これにより、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。
(5) 施設の事業内容	(1) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援に関すること (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関すること (10) 障害児日中一時支援に関すること (11) 施設の維持管理に関すること (12) 入所児童の移行支援・移行調整に関すること (13) 難聴児支援に関すること (14) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること

	(15) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (16) 市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (17) 提案内容の確実な履行及び附属機関（民間活用事業者選定評価委員会）における意見等への対応に関すること (18) 人権擁護・虐待防止に関する委員会を設置すること (19) その他施設の目的を達成するために必要な業務に関すること
(6) 現在の管理者	社会福祉法人同愛会
(7) 現在の管理運営費	(令和6年度) 589,444,000円 (指定管理計) 2,947,220,000円

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人同愛会
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749番地
代 表 者 名	理事長 高山 和彦
設 立 年 月	昭和53年3月18日
基 本 財 産 又は資本の額	5,692,777,502円（令和6年3月31日現在）
職 員 数 又は従業員数	理事6人、監事2人、職員2,072人
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 概 要 (令和6年度)	1 第一種社会福祉事業 (1) 障害者支援施設の経営 (2) 障害児入所施設の経営 2 第二種社会福祉事業 (1) 老人デイサービス事業の経営 (2) 障害福祉サービス事業の経営 (3) 相談支援事業の経営 (4) 老人介護支援センターの経営 (5) 老人居宅介護等事業の経営 (6) 移動支援事業の経営 (7) 地域活動支援センターの経営 (8) 障害児通所支援事業の経営 3 公益を目的とする事業 (1) 訪問看護事業 (2) 就労支援センターの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 診療所の経営 (6) 地域包括支援センターの経営 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (8) 障害者後見的支援運営法人運営事業

	(9) 障害児・者に対し、高等学校卒業資格を得るための学習を支援する事業 (10) 障害者相談支援事業（基幹相談支援センター） (11) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 (12) 福祉・介護・医療分野における人材紹介事業
決算 (令和5年度)	事業活動収入計(1) 12,149,388,323円 事業活動支出計(2) 11,459,130,708円 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 690,257,615円 施設整備等収入計(4) 44,287,080円 施設整備等支出計(5) 288,150,212円 市施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5) △243,863,132円 その他の活動収入計(7) 153,127,463円 その他の活動支出計(8) 409,547,933円 その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) △256,420,470円 当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9) 189,974,013円 前期末支払資金残高(11) 4,510,959,731円 当期末支払資金残高(10)+(11) 4,700,933,744円

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	(1) 障害のある子ども本人の最善の利益のための支援 (2) 子どもと家族のウェルビーイング向上のための支援 (3) インクルージョンの推進のための支援 (4) ライフステージに沿った移行支援 (5) 子どもの権利擁護の保障に向けた取組 等
施設運営計画(提供するサービスの考え方、日課等)	(1) 通所・入所部門及び多職種の連携・協働による一体的な運営 (2) 重度障害等の状況により、通園療育が困難な方に対しての家庭訪問による療育の実施 (3) 地域の中核的機関としてのスーパーバイズコンサルテーション及びインクルージョンの推進 (4) 人権擁護・虐待防止委員会の設置及び実施 (5) 児童相談所や学校等との連携・調整を行うなど、入所児童の移行調整・移行支援の実施 等
地域における他機関等との協同・連携についての考え方	(1) 児童相談所や学校等との連携による切れ目のない支援体制の整備 (2) 地域の医療機関や医療的ケア児・者等支援拠点等との連携による医療的ケア児等への適切な支援の実施 (3) 子ども発達・相談センターとの連携による支援を必要とする子どもへの円滑な支援の実施

	(4) 地域の障害児通所支援事業所との連携による地域の支援力向上に向けた取組の実施 等
危機管理・安全管理・虐待防止	(1) 障害特性に応じた支援の質の向上に向けた人材育成及び研修や委員会の実施 (2) 身体拘束に係る対応等の適正化、虐待防止の取組及び職員の意識向上に向けた取組の実施 (3) 入所部門における夜間体制と危機管理教育の強化 (4) 緊急時に備えた訓練の実施及び地域との連携について等
個人情報保護	(1) 川崎市の定める川崎市セキュリティ基準事項等の遵守 (2) 外部の専門家による研修等の実施 (3) 個人情報の取り扱いに係る規程等の整備及び遵守
上乗せ提案	(1) 第2・第4土曜日開館による外来診療や相談支援等の実施 (2) 特別支援学校教職員の夏季研修の受け入れ等による切れ目のない支援 (3) 入所部門におけるファミリーソーシャルワーカー・心理士の配置 等

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
収 入	1,200,446	1,199,662	1,203,623	1,198,642	1,199,025	6,001,398
指定管理料	676,791	676,791	676,791	676,791	676,791	3,383,955
利 用 料 金	506,895	505,998	509,959	504,860	505,118	2,532,830
その他の収入	16,760	16,873	16,873	16,991	17,116	84,613
支 出	1,170,666	1,180,138	1,197,094	1,213,856	1,228,419	5,990,173

中央療育センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1 団体（社会福祉法人同愛会）

2 指定管理者選定評価委員会委員

鬼塚 香（駒澤大学文学部社会学科 准教授）
 佐藤 まゆみ（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授）
 隆島 研吾（神奈川県立保健福祉大学 名誉教授）
 徳永 亜希雄（横浜国立大学教育学部 教授）
 行實 志都子（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 教授）
 新井 努（公認会計士）
 豊島 康晴（社会保険労務士）

3 選定理由

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言える。また、地域の関係機関との協働・連携や、地域の中核的な役割の推進に向けた提案について評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点 1, 197 点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者
①施設の設置目的の達成とサービスの向上	665 点	416 点
②施設機能の発揮と管理経費の縮減	490 点	304 点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	350 点	204 点
④応募団体自身に関する項目	210 点	131 点
⑤応募団体の取組に関する事項	175 点	111 点
実績評価点 (標準を 0 点として、加減点)		24.9375 点
合 計	1,995 点	1,260.9375 点

5 提案額

年 額 676,791,000 円（1 年間）
 指定期間計 3,383,955,000 円（5 年間）